

●香川県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年6月11日から同年7月2日まで一般の縦覧に供する。

平成22年6月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 先林姫浜線（244号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-----------------------------------|
| 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地848 番地先から 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地862 番2地先まで | 15.9~17.0 | 27 | 平成15年香川県告示第 417号で変更した区域 の一部 |
| 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地873 番2地先から 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地874 番1地先まで | 14.0~14.3 | 49 | |

- 4 供用開始の期日 平成22年6月11日